

医療機関 各位

千葉市心身障害者医療費助成制度の改正について

日頃より、本市の障害者施策に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の心身障害者医療費助成制度につきまして、本年10月診療分から制度改正（現物給付方式への変更、一部負担金制度の導入等）を行うこととなりましたので、お知らせします。

1 事業概要

本制度は、重度障害者を対象に、医療費の自己負担額を助成する事業として、千葉県下の市町村が実施しており、本市では「心身障害者医療費助成事業」として実施しています。

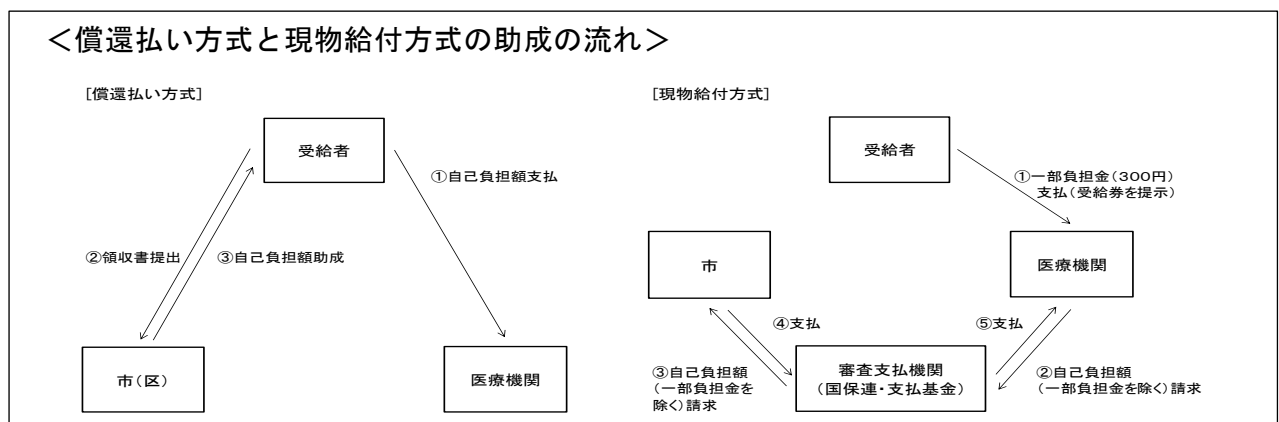
2 改正の趣旨

千葉県における重度心身障害者（児）医療給付制度の一部改正を踏まえ、本市の制度について、受給資格の更新時期にあわせ、**平成27年10月1日から**、助成方法を「償還払い方式」から「現物給付方式」に変更するほか、一部負担金制度を導入するとともに、65歳以上で新たに重度障害者となった方を助成の対象から外すこととしました。

3 改正の概要

（1）現物給付方式への変更

現行の「償還払い方式」では、受給者に一時的な金銭負担が生じるとともに申請手続が必要であることから、受給者の負担軽減を図るため、「現物給付方式」に変更します。



※受給者が、「受給券」を医療機関に持参することを忘れた場合、従来どおり、自己負担額を支払うことになります。

（後日、受給者が保健福祉センター高齢障害支援課に申請し、償還払い（一部負担金分を除いた額）になります）

【裏面もご覧ください】

(2) 一部負担金制度の導入

ア 一部負担金額

受給者は、通院1回、入院1日につき、300円を医療機関の窓口で負担します。
なお、薬局は負担はありません。

イ 一部負担金の対象者

市町村民税所得割33,000円以上の世帯を対象とします。

ウ 負担回数の限度

(ア) 通院

受給者は、毎回、一部負担金を支払いますが、同じ月において、同一の医療機関での通院回数が4回を超えた場合、5回目以降の一部負担金について、償還払いにより助成します。

(イ) 入院

受給者は、入院日数分の一部負担金を支払いますが、同じ月において、同一の医療機関での入院日数が4日を超えた場合、5日以降の一部負担金について、償還払いにより助成します。

(3) 対象者の見直し

65歳以上で新たに重度障害者になった方は、本制度の対象から除きます。

4 受給券について

平成27年10月1日から、受給者が医療機関に受診する際、健康保険証と一緒に本市が発行する「心身障害者医療費助成受給券」が提示されます。

5 現物給付の対象とならない健康保険について

千葉県外の国民健康保険に加入されている方（全国土木建築国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合を除く）、また、千葉県外の後期高齢者医療制度に加入されている方については、**現物給付の対象外**となりますので、受給券が提示されても自己負担額を支払うことになりますので、ご注意ください。

（これらの健康保険では、従来どおり償還払いとなります）

<受給券の見本>

心身障害者(児)医療費助成受給券	
公費負担者番号	
受給者番号	
対象者	〒 住 所
	氏 名
	生年月日
有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日
自己負担金	通 院
	入 院
	保険調剤
	入院時食事療養費
千葉市長 熊谷 俊 人	

6 その他

- ・ 助成対象となる障害種別、所得制限については、制度の変更はありません。
- ・ 制度変更に関する情報は、ホームページでもご確認いただけます。

※障害者自立支援課ホームページ

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/index.html>

担当 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

電 話 043-245-5173

FAX 043-245-5549

E-mail shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp